海南市中小企業設備投資促進事業補助金交付要綱

平成25年７月23日

海南市告示第147号

改正　平成29年３月31日　海南市告示第61号

令和２年６月30日 海南市告示第140号

令和３年３月31日　海南市告示第40号

令和４年３月31日　海南市告示第51号

令和５年３月27日　海南市告示第32号

令和６年３月27日　海南市告示第28号

（趣旨）

第１条　この告示は、市内の中小企業者であって生産性の向上と経営基盤の安定化を図ることを目的に新たに設備を取得するものに対し、その取得に要した経費の一部を補助することについて、海南市補助金等交付規則（平成17年海南市規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　中小企業者　資本金の額又は出資の総額が２千万円以下の会社及び個人であって、製造業に属する事業を主たる事業として営むものをいう。

(2)　設備　直接製造業の用に供する機械及び装置、金型をいう。

(3)　グループ会社　一つの会社とその子会社及び関連会社を含めたものをいう。

なお、子会社及び関連会社とは、次に定めるものをいう。

ア　子会社　一つの会社及びその会社の取締役等その会社と密接な関係を有する個人（以下「密接関係者」という。）がその他の会社の資本金の総額又は発行株式の総数の50/100以上を有する場合のその他の会社

イ　関連会社　一つの会社及び密接関係者がその他の会社（子会社を除く。）の資本金の総額又は発行株式の総数の20/100以上50/100未満を有する場合のその他の会社

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者であって、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

(1)　本店が市内に所在すること。

(2)　市内において３年以上継続して事業を営み、かつ、個人にあっては市内に３年以上住所を有すること。

(3)　申請の日の属する年度の前年度分までの市税（国民健康保険税を除く。）を完納していること。

（補助対象設備及び補助対象経費）

第４条　補助の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、補助対象者が取得する設備で、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

(1)　１回の設備取得額が50万円以上のもの。

(2)　市内の自社工場内に設置するもの。

(3)　中古品又はリース契約に基づく物でないもの。

(4)　複数の事業者で共同所有する物でないもの。

(5)　設置等に当たり、建築確認等必要な法令が守られているもの。

(6)　市の他の事業や、国、県等の補助金の交付対象となっていないもの。

(7)　市が実施する中小企業診断士による事前審査の結果により、生産性の向上と経営基盤の安定化に寄与するものとして認められるもの。

２　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備の固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号）第３章第１節五に定める取得価格とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の100分の10以内とする。ただし、300万円を限度とする。

２　前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

３　グループ会社を構成するそれぞれの会社から補助金の申請があった場合については、当該申請に係る設備を一の設備とみなして、第１項ただし書の規定を適用する。

（事業計画書の提出等）

第６条　補助金の交付を受けようとする中小企業者は、市長が定める期日までに、海南市中小企業設備投資促進事業計画書（様式第１号。以下｢計画書｣という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認できるときは、当該書類を省略することができる。

(1)　法人にあっては登記事項証明書、市外在住の個人にあっては住民票の写し

(2)　法人にあっては会社の経歴及び出資比率（所有する株式の数又は持分の価額を発行済株式の総数又は出資の総額で除して得た数値をいう。）が分かる書類、個人にあっては事業の内容が分かる書類

(3)　市税納税証明書

(4)　直近の決算書

(5)　設備の仕様等が分かる書類

２　市長は、計画書の提出があったときは、必要に応じて現地調査等を実施し、事業計画が適切であると認めるときは、当該計画書を承認するものとする。

３　中小企業者は、前項の規定により承認された計画書を変更しようとするときは、

速やかに変更後の計画書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更（補助対象経費の20％以内の減少であって変更後の補助対象経費が第４条第１項第１号の設備取得額を下回らないものをいう。）についてはこの限りではない。

４　補助金の交付を受けようとする中小企業者は、前２項の規定による承認を受けた後でなければ、設備の取得に着手してはならない。

（補助金の申請）

第７条　計画書の承認を受けた中小企業者（以下「交付予定者」という。）が、補助金の交付を受けようとするときは、設備取得後速やかに、海南市中小企業設備投資促進事業補助金交付申請書（様式第２号）及び海南市中小企業設備投資促進事業補助金補助対象設備内訳書（様式第３号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　補助対象設備設置場所の全景写真（設備設置前及び設備設置後）

(2)　補助対象設備の配置図（自由様式）

(3)　補助対象設備の契約書等の写し

(4)　補助対象経費の領収書等の写し

(5)　事業報告書（様式第４号）

２　同一の中小企業者による補助金の交付申請は、同一年度内に１回を限度とする。

（補助金の交付決定）

第８条　市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査及び調査し、補助金を交付することを決定したときは、海南市中小企業設備投資促進事業補助金交付決定通知書（様式第５号）により交付予定者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による審査及び調査の結果、交付しないことを決定したときは、海南市中小企業設備投資促進事業補助金不交付決定通知書（様式第６号）により交付予定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第９条　市長は、前条第１項の規定による補助金の交付決定を受けた中小企業者（以下「交付決定者」という。）からの請求に基づき、適正な請求書を受け取った日から30日以内に補助金を支払うものとする。

（補助金の取消し及び返還）

第10条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

(1)　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)　この告示の規定に違反したとき。

(3)　交付決定後、１年以内に事業を廃止又は市内での営業を取り止めたとき。

(4)　補助対象設備について、地方税法（昭和25年法律第226号）第383条の規定に基づく固定資産税の申告をしなかったとき。

（報告等）

第11条　市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告若しくは関係書類の提出を求め、又は調査をすることができる。

（実績報告の省略）

第12条　交付決定者は、規則第12条の規定による実績報告を要しない。

（その他）

第13条　この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

　（施行期日等）

１　この告示は、公布の日から施行し、平成25年４月１日以後に取得した設備について適用する。

　（特例補助対象設備に関する特例）

２　この告示の施行の日から120日の間（周知期間）に取得の着手した設備（次項において「特例補助対象設備」という。）については、第６条第４項の規定は適用しない。

３　特例補助対象設備に係る第７条第１項の規定による補助金の申請については、同項の規定にかかわらず、同項第１号に規定する補助対象設備の写真のうち、設備設置前のものは要しない。

　（補助金の額の変更）

４　令和２年度の補助金の額は、第５条の規定にかかわらず、同条中「補助対象経費の100分の10以内」とあるのは「補助対象経費の３分の１以内」として適用する。

（失効）

５　この告示は、令和７年３月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの告示の規定により、既になされた交付申請に係る補助金の交付については、この告示の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

附　則（平成29年３月31日海南市告示第61号）

　この告示は、公布の日から施行する。

　　　附　則（令和２年６月30日海南市告示第140号）

　この告示は、公布の日から施行する。

　　　附　則（令和３年３月31日海南市告示第40号）

　この告示は、公布の日から施行する。

　　　附　則（令和４年３月31日海南市告示第51号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年３月27日海南市告示第32号）

　この告示は、公布の日から施行する。

附　則（令和６年３月27日海南市告示第28号）

　この告示は、公布の日から施行し、令和６年度の補助金から適用する。